営業時間短縮に係る

感染拡大防止協力金のご案内

STOP! COVID-19

飲食店等を対象

―― 大企業向け ――

令和4年2月14日～3月21日実施分	申請受付要項

申請受付期間	令和4年3月22日(火)～4月27日(水)

下記の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金ポータルサイト」から申請してください。
https://jitan.portal.metro.tokyo.lg.jp/

東京都

協力金の対象（店舗ごとに判定）

協力金を申請する店舗が、協力金の対象であるかをご確認ください。

申請者は、大企業又はみなし大企業である
- NO → 中小事業者向け申請受付要項をご確認ください
- YES ↓

飲食店又は喫茶店の営業許可書を有する東京都内の飲食店等である ※1
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

都内にある全ての直営店舗で営業時間短縮要請等に応じた
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

都内にある傘下のフランチャイズ店に営業時間短縮の協力依頼を行った
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

「感染防止徹底点検済証」（以下「点検済証」）の交付を受けて、店頭に掲示している

認証店

- YES ↓

従前20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

従前21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗である
- YES ↓
- NO ↓

選択制です ※2

A：営業時間を朝5時から21時までの間に短縮し、酒類の提供・持込を11時から20時までの間とした
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

B：営業時間を朝5時から20時までの間に短縮し、酒類の提供・持込を終日自粛した（休業含む）
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

入店案内は原則1グループ・1テーブル4人までとした
（認証店が「対象者全員検査制度」を活用している場合は人数制限はありません）
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

非認証店

- NO ↓

感染防止徹底宣言ステッカーを申請し、提示している店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

コロナ対策リーダーを選任し、登録している店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

従前20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

B：営業時間を朝5時から20時までの間に短縮し、酒類の提供・持込を終日自粛した（休業含む）
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

入店案内は原則1グループ・1テーブル4人までとした
（認証店が「対象者全員検査制度」を活用している場合は人数制限はありません）
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

協力金の支給対象

※1 申請要件等はP12～もご確認ください。
※2 従前21時から5時まで営業していた店舗は応じる要請内容を選択することができます。

申請主体の考え方

協力金の申請は、実質的に店舗を運営する法人単位等
（＝子会社、各フランチャイズ加盟事業者等）で取りまとめて申請してください。

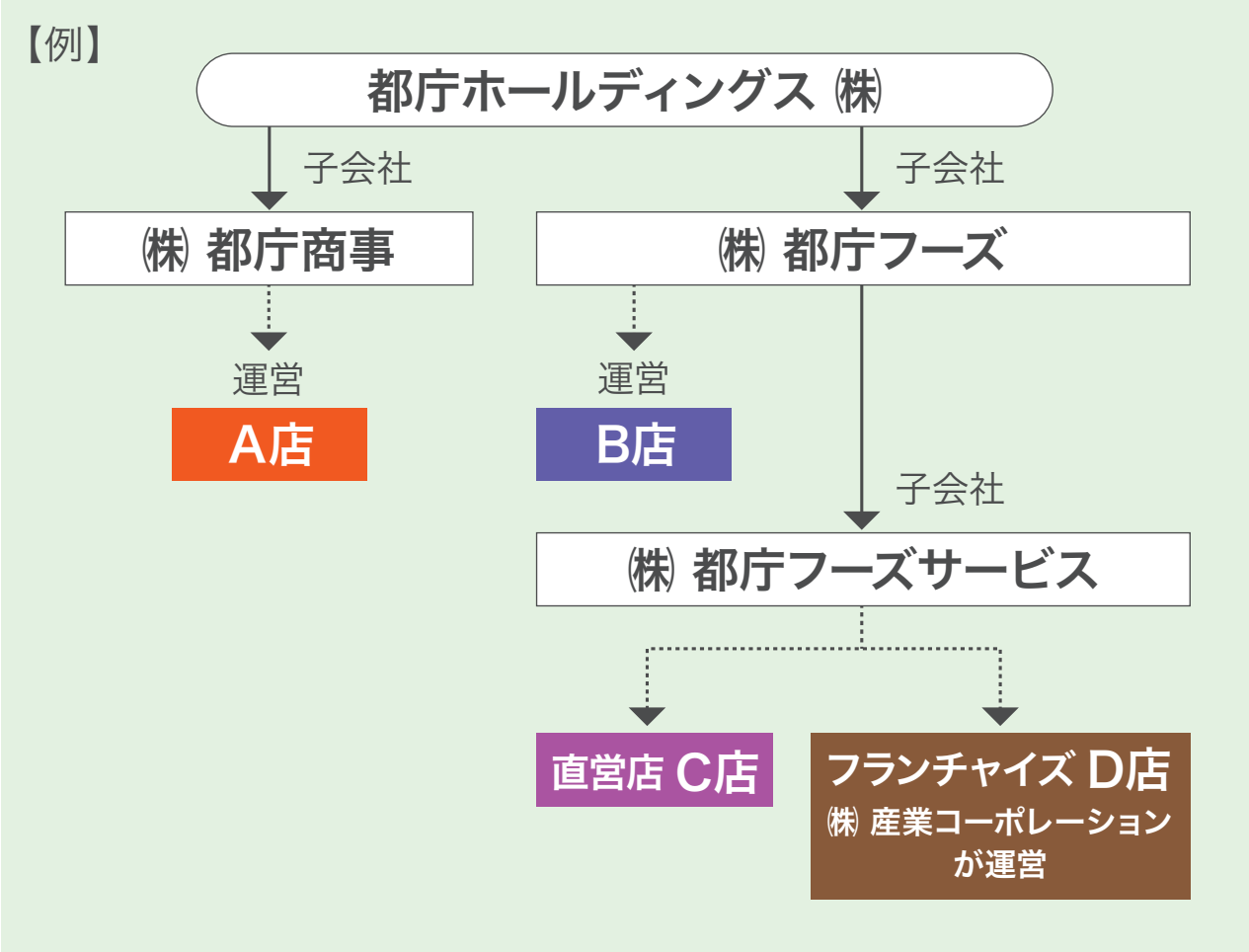

親会社・子会社、フランチャイズの関係における申請主体の考え方

A店の申請者	㈱ 都庁商事	→ 都庁ホールディングス ㈱ではない
B店の申請者	㈱ 都庁フーズ	→ 都庁ホールディングス ㈱ではない
C店の申請者	㈱ 都庁フーズサービス	→ ㈱ 都庁フーズではない
D店の申請者	㈱ 産業コーポレーション	→ ㈱ 都庁フーズサービスではない

注 意

・申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する法人単位でまとめてください。
・**申請後の店舗追加はできません。**申請前に対象店舗を十分ご確認ください。
・**同一法人による複数回の申請は受け付けられません。**

協力金の概要

趣旨

東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮等へのご協力をお願いいたしました。この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮等に協力いただいた大企業またはみなし大企業の皆様に対して、協力店舗ごとに協力金を支給いたします。

今回の協力金のポイント

1. 今回の協力金は認証店・非認証店によって要請内容が変わります。

2. 認証店においては「要請内容Ａ」、「要請内容Ｂ」のいずれの要請に応じるか、各店舗ごとに選択できます。

	要請内容Ａ	要請内容Ｂ
対象	**認証店**	**認証店、非認証店**
営業時間の短縮	従前**21時**から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、5時から**21時**までの間に営業時間を短縮	従前**20時**から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、5時から**20時**までの間に営業時間を短縮（休業含む）
酒類提供・持込	**11時～20時まで可**	**行わない**
人数	1グループ・1テーブル4人以内（※）	1グループ・1テーブル4人以内（※）

（※）認証店は「対象者全員検査制度」※1を活用し、全員陰性の結果を確認した場合には、人数上限なし

＜認証店、非認証店とは＞

認証店とは、「感染防止徹底点検済証」（以下「点検済証」※2という。）の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗をいいます。

非認証店とは、点検済証の交付を受けていない、又は掲示していない店舗をいいます。

※1 「対象者全員検査制度」の詳しい内容につきましては、下記URLをご参照ください。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1020693/index.html

※2 「点検済証」については下記「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトをご参照ください。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html

その他の要請内容、申請要件の詳細についてはＰ12をご確認下さい。

対象期間

令和4年2月14日（月）～3月21日（月）【36日間】

対象期間の全期間ご協力いただくことが必要です。

支給額

【要請内容Ａ】「認証店」 5時から21時までの間に営業時間を短縮し、酒類提供・持込は11時から20時までの間とした場合

	1店舗当たりの協力金日額	支給額計【36日間】
売上高減少額方式	上限20万円（※1）	上限720万円

（※1）「2019年または2020年もしくは2021年の1日当たり売上高」を、ここでは「参照売上高」といいます。売上高減少額方式による計算式（「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4または「参照売上高」×0.3のいずれか低い額）による

【要請内容Ｂ】①「認証店」 5時から20時までの間に営業時間を短縮し、終日酒類提供・持込を行わない場合

②「非認証店」 5時から20時までの間に営業時間を短縮し、終日酒類提供・持込を行わない場合

	1店舗当たりの協力金日額	支給額計【36日間】
売上高減少額方式	上限20万円（※2）	上限720万円

（※2）売上高減少額方式による計算式（「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4）による

申請手続き等

本協力金に関する問合せ先

感染拡大防止協力金等コールセンター

（電　　話）0570-0567-92

（受付時間）9:00～19:00（土・日・祝日も開設しています）

申請受付期間及び受付方法

1　申請受付期間

令和４年３月22日（火曜日）から令和４年４月27日（水曜日）まで

※大企業またはみなし大企業の皆様は売上高減少額方式で支給額を算出していただくため、３月の売上高確定後申請をしてください。

2　申請受付方法

※オンラインのみとなります。

オンライン

オンライン申請の場合は、令和４年３月22日（火）14時より、本協力金専用ポータルサイトから受け付けます。

ポータルサイト

（ＵＲＬ）**https://jitan.portal.metro.tokyo.lg.jp/**

※令和4年4月27日（水）23時59分までに送信を完了してください。

※申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛に「**申請完了通知メール**」が届きます。

申請後は、必ず申請完了通知メールの受信をご確認ください。

申請完了通知メールが届かない場合は申請が完了していない可能性があります。

※郵送・持参での受付はありません。

■申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません。**また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、**申請前**に**対象店舗**を十分**ご確認**ください。

協力金の申請書類の簡素化について（簡易申請）

過去に東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けたことがある方で、お手元に

令和3年7月12日～8月31日　実施分

令和3年9月1日～9月30日　　実施分

令和3年10月1日～10月24日　実施分

うち、いずれかの支給決定通知をお持ちの方は、一部の提出書類を簡素化できます。
詳しくはP7をご確認ください。

●申請期限までに上記期間の支給決定通知が届かない場合は、通常申請をしてください。

申請時に準備する書類

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。
なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、**事前**に**申請する店舗**を十分**ご確認**ください。

注 意

対象となる協力金実施回（P６参照）の支給決定通知をお持ちの方であっても、その回の申請時と**申請者名、振込先口座が変更になった場合**は通常申請を行ってください。

	申請に必要な書類	補足・注意事項	簡易申請	通常申請
申請者情報	①納税関係書類	参照する売上高の年（2019年または2020年もしくは2021年）の「確定申告書（別表一）（控え）および「法人事業概況説明書又は会社事業概況書（控え）」の両方を提出してください。	省略可 選択する基準年によっては必要です。	○
申請者情報	②遵守事項に関する確認書	法人の代表者が自署してください。 ※ゴム印＋法人代表者印も可とします。	○	○
申請者情報	③都内にある傘下のフランチャイズ店に対する営業時間短縮等の協力依頼を証する書類	フランチャイズ店への営業時間短縮等（2月14日～3月21日実施分）の協力依頼を行ったメール、通知文、加盟店向け専用HPなど	△ 該当がある場合、提出が必要です。	△
申請者情報	④振込先口座・口座名義人確認書類（通帳等のコピー）	通常申請の場合（口座変更がある場合含む）は、提出してください。	不要	○
店舗情報	⑤売上高の証拠書類	・申請店舗全ての売上台帳等の提出が必要です。 ・店舗名がわかるものを提出してください。	○	○
店舗情報	⑥飲食店又は喫茶店の営業許可書（写し）	簡易申請では営業許可期間等の更新や許可書記載情報の変更がない場合に限り省略が可能です。	省略可 更新や変更ありの場合は必要	○
店舗情報	⑦感染防止徹底点検済証を店頭に掲示している写真 **特に重要**	認証店は必須です。 通常申請で下記⑨～⑫の書類を省略する場合は、点検済証を提出してください。	△	△
店舗情報	⑧営業時間・酒類の提供状況がわかる写真 **特に重要**	以下の情報が記載されたもの ※休業した場合も提出が必要です。 ①営業時間短縮の開始日 ②従前の営業時間 ③営業時間（短縮時） ④酒類の提供状況（提供した場合は提供時間）	○	○
店舗情報	⑨光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書（写し）	令和3年10月1日から令和4年2月13日までのいずれかの期間が含まれるものを提出してください。 ⑦「点検済証」がある場合は、省略できます。	△ ⑦があれば省略可	△
店舗情報	⑩店舗の内観・外観が分かる写真	⑦「点検済証」がある場合、通常申請でも省略できます。	省略可	△ ⑦があれば省略可
店舗情報	⑪「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真	⑦「点検済証」がある場合、通常申請でも省略できます。	省略可	
店舗情報	⑫コロナ対策リーダーの宣誓書（写し）	⑦「点検済証」がある場合、通常申請でも省略できます。	省略可	
店舗情報	⑬罹災証明書等	罹災特例で1日の売上高を算出する場合必要です。	△ 罹災特例で1日の売上高を算出する場合必要	△

※簡易申請で店舗を追加する場合、その店舗については通常申請と同様の書類が必要となります。なお、簡易申請された場合は、申請番号をご記入いただいた回の協力金をお振込みした払込先口座に入金させていただきます。

申請書類について

簡易申請	通常申請	
△ 選択する基準年によっては必要です。	○	**① 納税関係書類** **2019年または2020年もしくは2021年の確定申告書B（第一表・第二表）及び所得税青色申告決算書（両面） 又は白色申告収支内訳書の写し** **2019年または2020年もしくは2021年の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し** （※）売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書をご提出ください。 （※）収受印かe-TAX受付日時・受付番号が記載されている書類をご提出ください。押印・記載のない場合は、送信票、受信通知、納税証明書（その2所得金額用、事業所得金額の記載があるもの：税務署で発行）のいずれかを添付してください。 （※）消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。 （※）罹災特例適用の場合で2018年の確定申告書類が必要な場合は提出してください。
○	○	**② 遵守事項に関する確認書** （※）確認書全体をスキャナ又は写真で取り込み、アップロードしてください。 （※）確認書の最下部にある代表者職・氏名欄は、法人の代表者が自署してください。 （ゴム印＋法人代表者印でも可とします）
△ 該当がある場合、提出が必要です。	△ 該当がある場合、提出が必要です。	**③ 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する 営業時間短縮等の協力依頼を証する書類** フランチャイズ店への営業時間短縮等（2月14日～3月21日実施分）の協力依頼を行ったメール、通知文、加盟店向け専用HPなど 【営業時間短縮と酒類の提供について】 寿司●●フランチャイズ店オーナー各位 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、フランチャイズ店についても直営店舗と同様の対応をお願い申し上げます。 ○対象店舗: 全店舗 ○営業時間: 11:00～20:00 ○酒類の提供はいたしません。
不要	○	**④ 振込先口座・口座名義人確認書類** **■通帳の見開き面の写し、インターネットバンキングの場合は、下記（※）の情報が全てわかるページの写しなど** （※）カナ口座名義人、金融機関名・金融機関コード、支店名・支店番号、預金種目、口座番号がわかるページです。 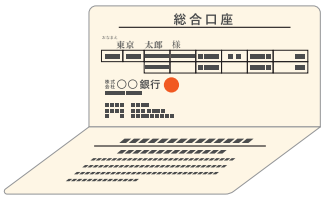

簡易申請	通常申請	
△	△	**5 店舗ごとに必要** ## 売上高の証拠書類 ・店舗ごとの2019年または2020年もしくは2021年の2月および3月の売上高がわかる書類（売上台帳等） ・店舗ごとの2022年の2月および3月の売上高がわかる書類（売上台帳等） （※）売上高の証拠書類は**店舗名がわかるもの**を提出してください。**申請店舗全ての売上台帳等の提出**が必要です。 （※）**消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。** （※）**新規開店等**の**特例**による**申請を行う場合**には**該当する月**又は**日**の**売上高**がわかる書類**（売上台帳等）**を提出してください。 （※）テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。
更新がない場合省略可	○	**6 店舗ごとに必要** ## 飲食店又は喫茶店の営業許可書（写し） ■（例）飲食店営業許可書 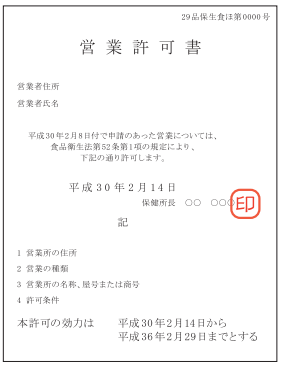 29品保生食ほ第0000号 営業許可書 営業者住所 営業者氏名 平成30年2月8日付で申請のあった営業については、食品衛生法第52条第1項の規定により、下記の通り許可します。 平成30年2月14日 保健所長　○○　○○印 記 1 営業所の住所 2 営業の種類 3 営業所の名称、屋号または商号 4 許可条件 本許可の効力は　平成30年2月14日から平成36年2月29日までとする （※）**1店舗ごとに営業許可書（写し）が必要です。** （※）**保健所発行**の**営業許可書**を添付してください。 （※）公安委員会が発行した「営業許可証―社交飲食店等」では申請できません。 （※）直近の申請時以降、**営業許可の更新手続きを行った場合**は、最新の営業許可書を添付してください。 （※）営業許可書の**営業者氏名が申請者と一致しない場合**は、両者の関係を示す書類及び「**飲食店等営業許可書に係る確認書**」別紙２（P31）又は別紙３（P32）が必要です。
△ 認証店の場合必要	△ 認証店の場合必要	**7 店舗ごとに必要** ## 感染防止徹底点検済証を店頭に掲示している写真 「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行される点検済証（コロナ対策リーダーをオンラインで登録された方はMy pageよりダウンロードできます）を**店頭に掲示していることがわかる写真** **この資料の有無により、認証店・非認証店の判定を行います。営業時間の短縮や酒類の提供に関する要請内容が異なってきますので、ご注意ください。** （※）認証店は**必須**です。 飲食店等感染防止 徹底点検済 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト 感染防止徹底宣言 ○○○○　○○店 東京都

簡易申請 ○　通常申請 ○

⑧ 営業時間・酒類の提供状況がわかる写真

店舗ごとに必要

■（例）営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等

認証店

認証店（期間途中で応じる要請内容を変えた場合）

（※）下記①から⑤が明記された書類をご提出ください。

①店舗の名称

②営業時間を短縮する期間
（令和４年2月14日～3月21日）

③従前の営業時間

④営業時間短縮等の状況

⑤酒類提供のあり／なし
（※ありの場合は酒類の提供時間）

（※）要請内容Ａ（認証店）、要請内容Ｂ（認証店、非認証店）ではご協力いただく要請内容が異なります。

認証店／非認証店

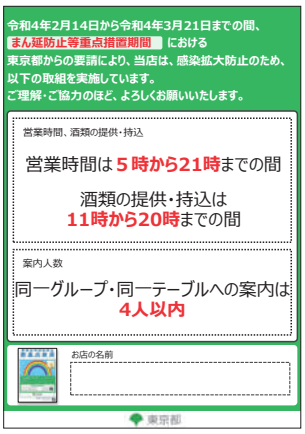

■（悪い例）

（※）短縮後の営業時間かどうかわからない。
（短縮前の営業時間の記載がない）

（※）営業時間を短縮した期間がわからない。

（※）申請店舗かどうかわからない。

（※）酒類の提供中止の状況がわからない。

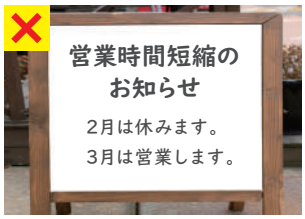

簡易申請 △⑦を提出した場合省略可　通常申請 △⑦を提出した場合省略可

⑨ 光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書（写し）

店舗ごとに必要

（※）**店舗所在地が記載されているもの**

（※）営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認する書類のため、**令和3年10月1日から令和4年2月13日までのいずれかの期間**が含まれるものを用意してください。

（※）申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として、**対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。**

（例）・店舗の賃貸借契約書＋家賃請求書
・店舗固定電話の請求書　※店舗宛てに請求書が届く場合
・おしぼりの納品書＋請求書
・パレットのリースに係る納品書＋請求書 など

簡易申請	通常申請	
省略可	△⑦を提出した場合省略可	

⑩ 店舗ごとに必要　店舗の内観及び外観がわかる写真

（※）内観、外観それぞれ以下の点に留意してください。

【内観】・常態として**飲食できるスペースがあるかどうか**を確認できるよう、なるべく広く店内が写っている写真としてください。
・イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

【外観】・**店舗の全景**に加え、「のれん」や看板など、**店舗名がわかる写真**としてください。看板やロゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。
・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

■（悪い例）

【内観】

（※）店内かどうかわからない。

（※）飲食スペースが写っていない。

【外観】

（※）申請店舗かどうかわからない。

（※）看板が無く、申請店舗かどうかわからない。

省略可	△⑦を提出した場合省略可	

⑪ 店舗ごとに必要　「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真

（※）「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、**店舗に掲示している**ことが明確にわかる写真をご提出ください。

（※）感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。
（※）ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。
（※）店舗の名称が空白もしくは**手書きのものは認められません。**

省略可	△⑦を提出した場合省略可	

⑫ 店舗ごとに必要　コロナ対策リーダーの宣誓書（写し）

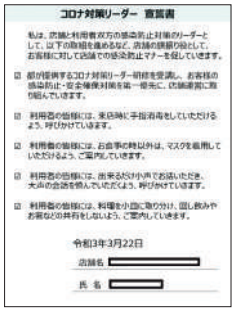

コロナ対策リーダー　宣誓書

私は、店舗と利用者双方の感染防止対策のリーダーとして、以下の取組を進めるなど、店舗の責任者として、お客様に対して店舗での感染防止マナーを促しています。

☑ 都が提供するコロナ対策リーダー研修を受講し、お客様の感染防止・安全確保対策を第一優先に、店舗運営に取り組んでいます。

☑ 利用者の皆様には、来店時に手指消毒をしていただけるよう、呼びかけています。

☑ 利用者の皆様には、お食事の時以外は、マスクを着用していただけるよう、ご案内しています。

☑ 利用者の皆様には、出来る限り小声でお話いただき、大声の会話を慎んでいただくよう、呼びかけています。

☑ 利用者の皆様には、料理を小皿に取り分け、回し飲みやお箸などの共有をしないよう、ご案内しています。

令和3年3月22日

店舗名 ［　　］

氏　名 ［　　］

（※）コロナ対策リーダー登録後にダウンロード可能になる宣誓書の写し

（※）下記の場合は省略可
・⑪で提出いただく「感染防止徹底宣言ステッカー」の写真において、コロナ対策リーダー研修修了を証明する王冠シールが貼付されている場合

必要な方のみ	△必要な方のみ	

⑬ 店舗ごとに必要　罹災証明書等（必要な方のみ）

（※）罹災特例による申請を行う場合には罹災証明書等を提出してください。
（例）消防署で発行される罹災証明書、災害があったことがわかるもの（災害保険の支払請求書等）

（※）複数店舗を申請される場合は、⑤～⑬についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。
（※）別紙の記入にあたっては、P28～29の記入例をご確認ください。
（※）各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。
（※）申請にあたって提出を省略できる書類でも、審査時に確認のため提出をお願いすることがあります。

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

1 営業時間短縮等の要請を受けた都内全域の飲食店等※1を運営する大企業※2及び大企業が実質的に経営に参画している法人（以下「みなし大企業」という※3）であること。

※1 飲食店等とは、「飲食店」、「遊興施設等（バー、カラオケボックス等）」及び「結婚式場」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）に該当しない会社

※3 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有していると考えられること。

2 東京都からの営業時間短縮等の要請の開始日（令和４年2月14日）より前から、食品衛生法に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。

3 営業時間短縮の要請に、対象となる全ての直営店舗において令和4年2月14日から令和4年3月21日まで全面的にご協力いただいた大企業・みなし大企業であること。

要請内容Ａ（認証店）、要請内容Ｂ（認証店、非認証店）ではご協力いただく要請内容が異なります。また、認証店においてはＡ、Ｂのいずれの要請に従うか、各店舗が選択できます。

	要請内容Ａ	要請内容Ｂ
	認証店	認証店、非認証店
営業時間の短縮	従前**21時**から翌朝５時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、５時から**21時**までの間に営業時間を短縮	従前**20時**から翌朝５時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、５時から**20時**までの間に営業時間を短縮（休業含む）
酒類提供・持込	11時から20時まで	行わない
人数	１グループ・１テーブル４人以内※	１グループ・１テーブル４人以内※

※認証店は「対象者全員検査」制度を活用し、全員陰性の結果を確認した場合には、人数上限なし

4 カラオケ設備を提供している場合は、利用者の密を避け、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行う等、基本的な感染対策を徹底することが必要です。

5 ガイドラインを遵守のうえ「点検済証」または「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

6 申請にあたって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録していること。

（参考）感染防止徹底宣言ステッカー／コロナ対策リーダー
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

7 都内にある傘下のフランチャイズ店に対して、営業時間短縮等の協力依頼を行ったこと。

8 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

9 過去に、虚偽の申請を行っていないこと。

10 店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、申請店舗について営業時間短縮等を行う権限を有していること。

支給額について

1 支給額の考え方

原則として、2019年または2020年もしくは2021年の２月及び３月の１日当たりの売上高（以下「参照売上高」という）をもとに計算します。
大企業の皆様は、「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出することとなります。

2 支給額

【要請内容Ａ】「認証店」５時から21時までの間に営業時間を短縮し、酒類提供・持込は11時から20時までの間とした場合

	１店舗当たりの協力金日額	支給額計【36日間】
売上高減少額方式	上限20万円（※1）	上限720万円

（※1）「2019年または2020年もしくは2021年の1日当たり売上高」を、ここでは「参照売上高」といいます。売上高減少額方式による計算式（「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4または「参照売上高」×0.3のいずれか低い額）による

【要請内容Ｂ】①**「認証店」**　５時から20時までの間に営業時間を短縮し、終日酒類提供・持込を行わない場合

②**「非認証店」**５時から20時までの間に営業時間を短縮し、終日酒類提供・持込を行わない場合

	１店舗当たりの協力金日額	支給額計【36日間】
売上高減少額方式	上限20万円（※2）	上限720万円

（※2）売上高減少額方式による計算式（「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4）による

○要請内容ＡとＢの日割り計算は行いません。

申請から支給まで

1 申請書類の提出

令和４年４月27日（水）までに申請書類をご提出ください。申請期限以降の受付は一切いたしませんので、余裕をもってご提出ください。

2 申請書類の審査

申請書類の受理後、支給要件を満たしているか審査を行います。なお、審査の上で、必要に応じ追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名（屋号等）及び所在する区市町村名をご紹介します。

3 協力金の支給

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは協力金を支給の決定を行い、後日支給に関して通知いたします。なお、申請書受理から支給まで、最短で２週間となります。一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関して通知いたします。

その他

（１）本協力金支給の決定後、偽りその他不正な手段により、協力金の支給を受けようとした事実等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金全額を東京都に返還するとともに、協力金と同額の違約金を支払う必要があります。なお、期日までに返還いただけない場合は、遅延損害金をお支払いいただくことになります。

（２）本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

（３）東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

（４）東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することがあります。

よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の支給対象となるのですか？

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和４年２月14日から３月21日までの間に営業時間短縮等の要請に全面的に協力をいただいた都内の飲食店等が対象になります。
なお、**協力金の対象とならない主な店舗は以下のとおりです。**ご注意ください。

① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
（飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。）
② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
⑧ 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
（飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

[２月14日から３月21日] 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置
[参考：東京都における感染拡大防止措置（令和４年３月４日発表）]
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1021127.html

○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店を対象とした協力金については、飲食店営業許可等をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮の要請に全面的に応じた企業・個人事業主等が受け取ることができます。

○ 都内の飲食店等を運営する大企業ですが、申請に当たり、中小企業と異なる部分はどこでしょうか？

（１）営業時間短縮要請の対象となる都内の直営店舗の全てにおいて、営業時間の短縮に協力する必要があること
（２）営業時間短縮要請の対象となる傘下のフランチャイズ店のうち、都内の店舗を運営する事業者に対し、営業時間短縮の協力依頼を行うこと

○ 3月6日までは要請に応じていませんでしたが、3月7日以降は「21時までの営業時間短縮・20時までの酒類提供」、または「20時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に応じました。この場合、協力金は支給されますか？

協力金を受給するには、令和4年2月14日から3月21日まで全ての期間、要請にご協力いただくことが必要です。したがって、この場合は協力金の支給対象外となります。

○ ２月14日付の飲食店営業許可等を受け、同日に新規開店しました。同日から３月21日までの営業時間の短縮に協力した場合、36日間の協力金の支給対象になりますか？

支給対象にはなりません。
協力金を受給するには、営業時間短縮等の要請の開始日より前から必要な飲食店営業許可等を取得のうえ、営業を行っていることが必要です。

○ 要請期間中に飲食店（喫茶店）営業許可の停止処分を受けました。その場合でも協力金の支給対象になりますか？

支給対象にはなりません。
飲食店を対象とした協力金を受給するには、令和４年２月14日から３月21日までの全ての期間、飲食店営業許可等を有していることが必要です。そのため、期間中に営業停止処分等を受けた場合は、支給の対象外となります。

○ 営業時間の短縮ではなく、休業をしています。協力金の支給対象となりますか？

認証店・非認証店ともに、従前20時から翌朝５時までの間または従前21時から翌朝５時までの間に営業していた店舗が休業した場合、営業時間の短縮にご協力いただいたことになりますので、協力金の支給対象となります。

○ 要請に応じた時短営業による閉店後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、営業時間短縮の要請の対象外であるため、要請に応じた時短営業による閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮の要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

○ 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し営業時間を短縮して閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

従業員による店舗の清掃や楽器の練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、飲食店として営業していることには該当しません。必要な要件を満たしていただくことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても、同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

○ 営業時間の短縮の要請等の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を経営していますが、支給対象となりますか？

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮等にご協力をいただいている場合は、支給対象となります。なお、支給対象者は飲食店営業許可書に営業者として記載のある方となります。

○ 営業時間短縮の要請対象となっていない施設内で、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみを飲食店等への営業時間短縮の要請に応じて協力をすれば、協力金の支給対象となりますか？

【施設全体の運営事業者と喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】

飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体の時短要請への協力が必要になります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している場合（＝別事業者）】

喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の支給対象となります。

○「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

支給されません。

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」または「感染防止徹底点検済証」を掲示していただくことが必要です。

○「感染防止徹底点検済証」とは何ですか。どうすればもらえますか？

都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、これまでの飲食店等に対する感染防止ガイドラインの取組を更に発展させ、都内飲食店等に対する点検・サポートの取組として、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトを実施しております。「感染防止徹底点検済証」は、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行されます。

※「徹底点検TOKYO サポート」プロジェクトについては、下記もご参照ください。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html

○ コロナ対策リーダーを選任していないと、協力金は支給されませんか？

支給されません。

コロナ対策リーダーを店舗ごとに選任し、都のホームページから登録をいただかないと協力金は支給されません。

※感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダーについては、下記もご参照ください。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

○ 感染防止徹底点検済証は交付されたが、店頭に掲示しないで酒類を提供しました。この場合、協力金の支給対象になりますか。

支給対象にはなりません。

協力金は都の要請に全面的に応じていただいた場合に支給いたします。「感染防止徹底点検済証」を交付されていても、店頭に掲示せずに21時まで営業したり、酒類の提供を行ったりした場合は、協力金の支給対象外となります。

○ 要請期間当初は非認証店でしたが、要請期間内に感染防止徹底点検済証を取得し、店頭に掲示したので、認証店となりました。この場合、どちらの要請内容に従えば協力金の対象となりますか。

点検済証を取得するまでは非認証店として要請にご協力いただき、取得後は認証店として要請にご協力いただいた場合に、協力金の対象となります。
ただし、取得後に認証店として、要請内容Ａ（21時まで時間短縮・酒類提供あり）に変更して応じた場合、要請の全期間をつうじて協力金日額は要請内容Ａの支給金額となります（ＡとＢの日割り計算は行いません）。

○ 複数店舗を運営しています。20時までの要請に応じるか、21時までの要請に応じるかを店舗ごとに選択することは可能ですか。

店舗ごとに、どの要請に応じるかを選択することは可能です。

○ 従前20時30分まで営業していました。要請期間当初から「20時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に応じていましたが、協力金の対象となるでしょうか。

従前20時から21時までの間を閉店時間としていた店舗が、当初から「20時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請に全期間を通じてご協力いただいた場合は、協力金の支給対象となり、要請内容Ｂの日額となります。

感染防止徹底宣言ステッカー／コロナ対策リーダー／感染防止徹底点検済証
に関する問い合わせ先
《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》
電話番号：03-5388-0567　　開設時間：9：00～19：00まで（土・日・祝日含む毎日）

※協力金に関するお問い合わせは、感染拡大防止協力金等コールセンター（0570-0567-92）へお問い合わせください。

オンライン申請の住所について

○ オンライン申請の住所の記載で注意することはありますか？

記載いただく住所については、以下３点の住所の一致が必要です。必ず確認してください。

「申請者住所」＝「遵守事項に関する確認書の住所」＝「営業許可書の営業者住所」

※一致しない場合には、転居や住所相違に関する資料を添付してください。

営業許可書について

○ 営業許可書について注意することはありますか？

営業許可書については、特に不備が多く見られます。下記事例を参考に、適切な営業許可書の添付をお願いいたします。

＜不備事例＞

①営業許可書の営業所所在地が申請店舗の住所と一致していない

・営業許可書の「営業所の所在地」は、申請店舗の住所と一致していることが必要です。
・移転している場合は、移転後の営業許可書を添付してください。

②営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない

・営業許可書の「営業所の名称」は、申請店舗の名称と同じであることが必要です。
・店舗の名称を変更している場合は、営業許可書表面に加え、変更記事が記載された面も添付してください。変更後まもなくで新しい店舗名称の営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることを証明する書類を提出してください。

③営業許可書の営業者氏名が申請者と一致していない

・原則として、営業許可書の発行を受けている方が協力金申請の対象者となります。対象者が申請をしてください。
・一致しない場合には両者の関係を示す書類を提出いただき、審査することとなります。「飲食店等営業許可書に係る確認書 別紙２ 又は 別紙３」（Ｐ31～32、またはポータルサイトからダウンロード）と合わせて必要な書類をご提出ください。

④営業許可書の営業許可期間が要請期間中で途切れている

・以下の場合には、新旧両方の営業許可書の提出が必要です。
　１）営業許可期間の始期が２月14日以降となる場合→**更新前の許可書も必要**
　２）営業許可期間の終期が３月21日より前で満了する場合→**更新後の許可書も必要**

⑤飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書ではない書類が添付されている

・本協力金の申請には、食品衛生法で定める保健所が発行した飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の提出が必要です。それ以外の許可書では協力金の申請はできません。
・公安委員会が発行した「営業許可証－社交飲食店等」では申請できません。

○ 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキヨウリヨクキン」（ただし、表示される箇所まで）となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

○ レンタルキッチンを借りて、不定期に飲食店を開いています。飲食店の営業許可書は取得していますが、協力金の対象となるでしょうか？

レンタルキッチン、シェアキッチン等を借りて営業している場合、店舗の営業に関する全体的な管理権限を有していないため、協力金の対象とはなりません。

○ なぜこれだけ多くの提出書類が必要なのですか？

申請にあたって提出をお願いしている書類は、協力金の支給要件を満たしているかを確認させていただくために必要な書類です。確定申告書類（控え）や売上台帳等は、協力金の支給金額の根拠となる申請店舗の売上高を確認する資料となります。また、光熱水費のお知らせや、内観・外観写真については、要請にご協力いただいた店舗が要請の開始日より前から都内において飲食店として営業をしていたことを確認するために提出をお願いしているものです。
ご理解の上、提出についてご協力をお願いいたします。

支給額の算定

○ １日の売上高を計算する際、定休日は除外し、実際に営業した日数で割ってもいいですか？

暦日数（カレンダーの日数）で割って算出してください。また、特例等により選択した月が例えば2018年２月の場合は、28日間、2020年２月の場合は、29日間（うるう年）となります。また、3月は31日です。開店から要請期間の開始まで１か月に満たない場合は、その実際の期間の売り上げを暦日数で割って算出してください。

○ 新規開店の特例により、２月および３月ではなく、任意の２か月を選択したいのですが、例えば2020年2月15日から開店したので、2月15日から4月14日までのまで2か月を選択してもよいですか？

任意の２か月を選択する場合、月の途中からカウントすることができません。この場合、2020年３月以降の連続する２か月を選択してください。

支給額の算出方法等

大企業の皆様は、事業者ごとに、「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出してください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。

Ⅰ　支給額の算出例

ケース1

認証店が、2月14日から36日間、5時から21時までの間に営業時間を短縮し、
かつ酒類提供・持ち込みは20時までとした場合

「2019年または2020年もしくは2021年の2月及び3月の1日当たり売上高－2022年の2月及び3月の1日当たり売上高」×0.4×36日
千円未満切上げ

または
「2019年または2020年もしくは2021年の2月及び3月の1日当たり売上高」×0.3×36日
千円未満切上げ

のうち、いずれか低い額

ケース2

認証店もしくは非認証店が、2月14日から36日間、5時から20時までの間に
営業時間を短縮し、かつ終日酒類提供・持ち込みを行わないとした場合

「2019年または2020年もしくは2021年の2月及び3月の1日当たり売上高－2022年の2月及び3月の1日当たり売上高」×0.4×36日
千円未満切上げ

※2022年2月及び3月の1日当たりの売上高は、2月1日～3月31日までの売上高を、59日で除した金額となります。したがって、3月の売上高確定後申請してください。

Ⅱ　その他支給額の算出例

（1）認証店が要請期間の途中でご協力いただいた内容を変更した場合

ケース3
従前23時閉店の認証店が、2月14日から最初の5日間は21時閉店にして酒を提供、
6日目から休業した場合

P24　ケース1の計算方式となります。

「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4　または　「参照売上高」×0.3
のいずれか低い額

※要請内容ＡとＢの日割り計算は行いません。
1日でも20時を超えて営業したり、20時までの酒類の提供を行ったりした場合、全期間を通じて協力金日額は「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4　または　「参照売上高」×0.3のいずれか低い額になります。

（2）非認証店が要請期間の途中で認証店となった場合

ケース4
従前23時閉店の非認証店が、20時閉店にして酒類提供なしとしたが、
要請期間途中で認証店となり、21時閉店にして20時までの間に酒類を提供した場合

P24　ケース1の計算方式となります。

「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4　または　「参照売上高」×0.3
のいずれか低い額

※要請期間途中から認証店となり、21時までの営業や酒類を提供する場合は、全期間を通じて協力金日額は「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4　または　「参照売上高」×0.3のいずれか低い額とした算定額になります。
ただし、認証店になってからも引き続き20時閉店、酒類提供なしとした場合は、「（参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高）×0.4」を日額とした算定額になります。

Ⅲ　特例申請の算出例

新規開店等の特例による支給額

ケース5　2020年2月2日以降開店の場合

2020年2月2日以降開店した認証店が、2月14日から36日間、5時から21時までの間に営業時間を短縮し、かつ酒類提供・持ち込みは20時までとした場合

$$\underbrace{\left(\begin{array}{c}\text{任意の連続する2か月分の}\\\text{1日当たりの売上高（※1）}\end{array} - \begin{array}{c}\text{2022年2月及び3月の}\\\text{1日当たりの売上高}\end{array}\right)\times 0.4\times 36\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}$$

または

$$\underbrace{\text{任意の連続する2か月分の1日当たりの売上高（※1）}\times 0.3}_{\text{千円未満切上げ}}\times 36\text{日}$$

のうち、いずれか低い額

（※1）1日当たりの売上高は、任意の連続する2か月分の売上高を、任意の連続する2か月の暦日数で除算

ケース6　開店期間が2か月に満たない場合

2021年12月2日以降開店した認証店が、2月14日から36日間、5時から21時までの間に営業時間を短縮し、かつ酒類提供・持ち込みは20時までとした場合

$$\underbrace{\left(\begin{array}{c}\text{開店～2022年2月13日までの}\\\text{1日当たりの売上高（※2）}\end{array} - \begin{array}{c}\text{2022年2月及び3月の}\\\text{1日当たりの売上高}\end{array}\right)\times 0.4\times 36\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}$$

または

$$\underbrace{\text{開店～2022年2月13日までの1日当たりの売上高（※2）}\times 0.3}_{\text{千円未満切上げ}}\times 36\text{日}$$

のうち、いずれか低い額

（※2）1日当たりの売上高は、開店～2022年2月13日までの売上高を、開店～2022年2月13日までの暦日数で除算

ケース7　合併、法人成り、事業承継など

事業の継続性が認められる場合は、P24のとおり

事業の継続性が認められない場合は、上記ケース5や6のとおり

Ⅲ　特例申請の算出例

新規開店等の特例による支給額

ケース8　罹災特例

【要請内容Ａに係る申請】

2019年または2020年もしくは2021年の2月及び3月に震災・風水害・火災等の影響があった場合

認証店が、2月14日から36日間、5時から21時までの間に営業時間を短縮し、かつ酒類提供・持ち込みは20時までとした場合

$$\underline{\left(\text{2018年2月及び3月の1日当たりの売上高} - \text{2022年2月及び3月の1日当たりの売上高}\right)\times 0.4\times 36\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}$$

または

$$\underline{\text{2018年2月及び3月の1日当たりの売上高}\times 0.3}_{\text{千円未満切上げ}}\times 36\text{日}$$

のうち、いずれか低い額

ケース9　罹災特例

【要請内容Ｂに係る申請】

2019年または2020年もしくは2021年の2月及び3月に震災・風水害・火災等の影響があった場合

非認証店が、2月14日から36日間、5時から20時までの間に営業時間を短縮し、かつ終日酒類提供・持ち込みを行わないとした場合

$$\underline{\left(\text{2018年2月及び3月の1日当たりの売上高} - \text{2022年2月及び3月の1日当たりの売上高}\right)\times 0.4\times 36\text{日}}_{\text{千円未満切上げ}}$$

記入例

別紙１

遵守事項に関する確認書

TK1712

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和４年２月１４日～３月２１日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

・要請対象の全ての直営店舗について、申請要件をすべて満たしています。

・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和４年２月１４日～３月２１日実施分）申請サイト」に記載して申請した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。

・飲食店等を運営する中小企業又は個人事業主ではなく、大企業（みなし大企業を含む）であることに相違ありません。

・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

・法人名、店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。

・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。

・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。

・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）　②手指消毒の徹底　③食事中以外のマスク着用の推奨
④換気の徹底

・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。

・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。

・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員、同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和　4 年　3 月　22 日

東京都知事殿

所　在　地 ❶ 東京都新宿区西新宿 2−8−1

法　人　名 ❷ 株式会社都庁産業

代表者職・氏名（代表者印）❸ 代表取締役社長　東京太郎

（自署のほか、ゴム印＋代表者印も可）

（※）過去の誓約書又は確認書は使用できません。

注意
法人の代表者が自署してください。又はゴム印＋法人代表者印でも可能です。

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合等に提出が必要となる「飲食店等営業許可書に係る確認書」記入例

別紙２ 申請者と営業許可書の名義が異なる場合（業務委託、共同経営など）

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合に提出が必要です。

・賃貸借契約、業務委託契約等の相手方（施設管理者）が許可書を有する場合
・共同代表など、経営上のパートナー等が許可書を有する場合など

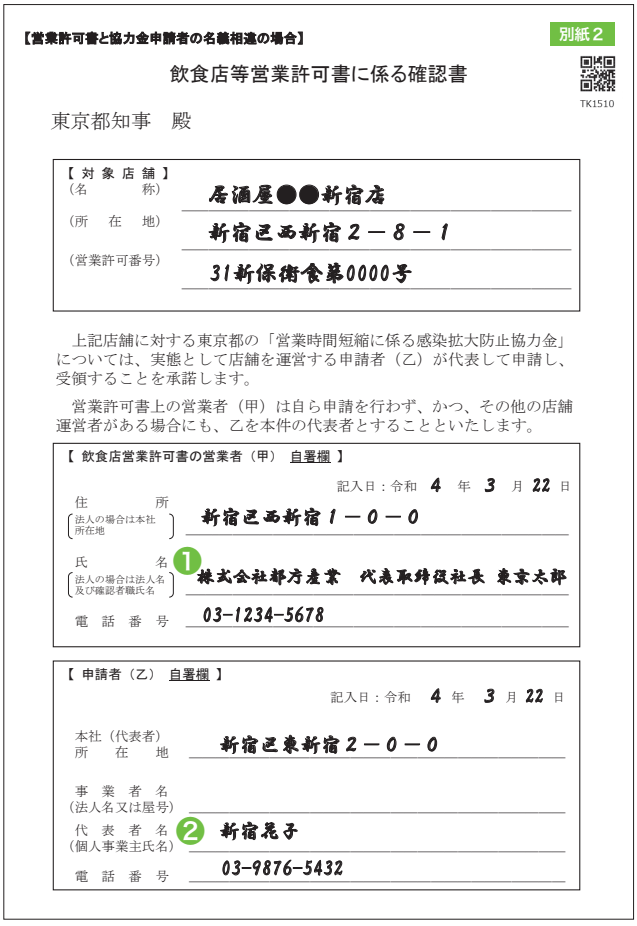

【営業許可書と協力金申請者の名義相違の場合】　別紙２

飲食店等営業許可書に係る確認書

TK1510

東京都知事　殿

【対象店舗】
（名称）　居酒屋●●新宿店
（所在地）　新宿区西新宿２－８－１
（営業許可番号）　31新保衛食第0000号

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることといたします。

【飲食店営業許可書の営業者（甲）　自署欄】
記入日：令和 4 年 3 月 22 日
住所（法人の場合は本社所在地）　新宿区西新宿１－０－０
氏名（法人の場合は法人名及び確認者職氏名）　❶ 株式会社都庁産業　代表取締役社長　東京太郎
電話番号　03-1234-5678

【申請者（乙）　自署欄】
記入日：令和 4 年 3 月 22 日
本社（代表者）所在地　新宿区東新宿２－０－０
事業者名（法人名又は屋号）
代表者名（個人事業主氏名）　❷ 新宿花子
電話番号　03-9876-5432

①・営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要ですが、氏名ゴム印＋代表者印、又は役職者自署＋社印でも可です。ただし、氏名ゴム印＋私印は不可です。

②・協力金の申請者と同一です。
・自署が必要ですが、氏名ゴム印＋代表者印、又は役職者自署＋社印でも可です。ただし、氏名ゴム印＋私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
（例）賃貸借契約書、業務委託契約書、
確定申告書（青色決算報告書のp.2）　など

別紙３ 施設の管理者が一括して申請する場合（フードコートなど）

営業許可書の営業者が店子等に代わり申請する場合に提出が必要です。

・１枚の営業許可書に複数の施設利用者がいる場合
・委託の発注者が店子に代わり申請する場合 など

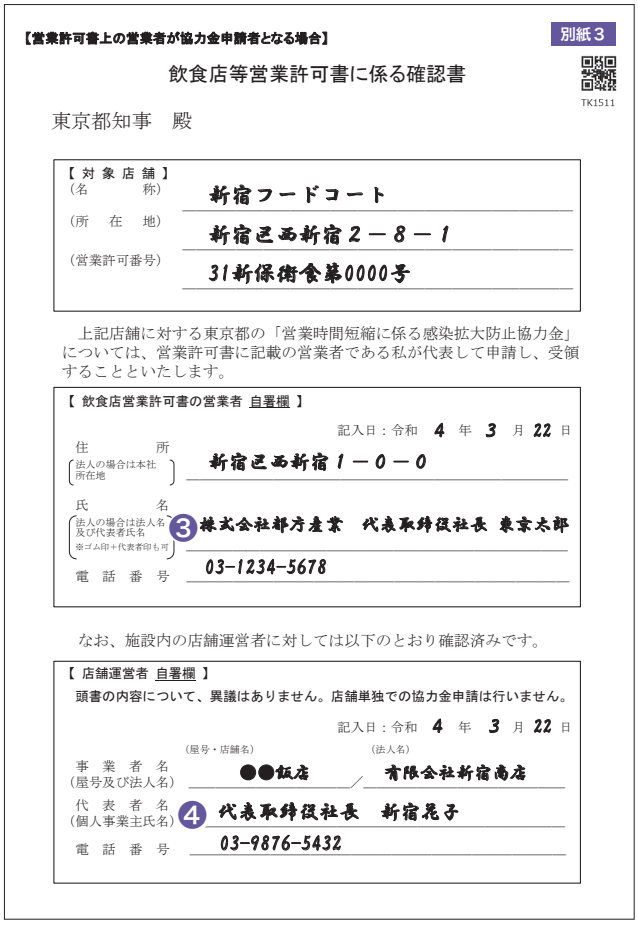

【営業許可書上の営業者が協力金申請者となる場合】　別紙３

飲食店等営業許可書に係る確認書

TK1511

東京都知事　殿

【対象店舗】
（名称）　新宿フードコート
（所在地）　新宿区西新宿２－８－１
（営業許可番号）　31新保衛食第0000号

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【飲食店営業許可書の営業者　自署欄】
記入日：令和 4 年 3 月 22 日
住所（法人の場合は本社所在地）　新宿区西新宿１－０－０
氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名 ※ゴム印＋代表者印も可）　❸ 株式会社都庁産業　代表取締役社長　東京太郎
電話番号　03-1234-5678

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【店舗運営者　自署欄】
頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。
記入日：令和 4 年 3 月 22 日
事業者名（屋号及び法人名）　（屋号・店舗名）●●飯店　（法人名）有限会社新宿商店
代表者名（個人事業主氏名）　❹ 代表取締役社長　新宿花子
電話番号　03-9876-5432

③・営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要ですが、氏名ゴム印＋代表者印でも可です。

④・自署が必要ですが、氏名ゴム印＋代表者印でも可です。ただし、代表者の私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
（例）賃貸借契約書（図面含め全体）、
業務委託契約書（図面含め全体）　など

別紙１

遵守事項に関する確認書

TK1712

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和４年２月１４日～３月２１日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

・要請対象の全ての直営店舗について、申請要件をすべて満たしています。

・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和４年２月１４日～３月２１日実施分）申請サイト」に記載して申請した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。

・飲食店等を運営する中小企業又は個人事業主ではなく、大企業（みなし大企業を含む）であることに相違ありません。

・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

・法人名、店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。

・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。

・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。

・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）　②手指消毒の徹底　③食事中以外のマスク着用の推奨　④換気の徹底

・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。

・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。

・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員、同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和　　年　　月　　日

東京都知事殿

所　在　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法　人　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名（代表者印）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（自署のほか、ゴム印＋代表者印も可）

【営業許可書と協力金申請者の名義相違の場合】

別紙２

飲食店等営業許可書に係る確認書

TK1510

東京都知事　殿

【 対 象 店 舗 】
（名　　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（営業許可番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることといたします。

【 飲食店営業許可書の営業者（甲）　自署欄 】

記入日：令和　　年　　月　　日

住　　所
（法人の場合は本社所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名
（法人の場合は法人名及び確認者職氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【 申請者（乙）　自署欄 】

記入日：令和　　年　　月　　日

本社（代表者）
所　　在　　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事　業　者　名
（法人名又は屋号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者　名
（個人事業主氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【営業許可書上の営業者が協力金申請者となる場合】

別紙３

TK1511

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事　殿

【 対 象 店 舗 】

（名　　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（営業許可番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【 飲食店営業許可書の営業者 自署欄 】

記入日：令和　　年　　月　　日

住　　所
（法人の場合は本社所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名
（法人の場合は法人名及び代表者氏名
※ゴム印＋代表者印も可）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【 店舗運営者 自署欄 】

頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。

記入日：令和　　年　　月　　日

事　業　者　名
（屋号及び法人名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（屋号・店舗名）／＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（法人名）

代　表　者　名
（個人事業主氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

感染拡大防止協力金の不正受給は犯罪です！

下記のような虚偽申請や不正な申請は、すべて**犯罪**（詐欺罪の場合、10年以下の懲役）です。
絶対に行わないでください。

- ×営業時間短縮等の要請に応じていない（例：**21時以降の営業を実施**）にもかかわらず、協力金を申請する。
- ×**営業実態がない店舗**であるにもかかわらず、協力金を申請する。
- ×営業許可書など、申請に必要な書類を**偽造**して提出する。
- ×月別の売上高を過大又は過小に**偽って申告**する。
- ×応じた**要請内容を偽って申告**（例：実際は21時までの営業時間短縮を実施（酒類提供は20時まで）したにもかかわらず、20時までの営業時間短縮（酒類提供は終日中止）を実施したとして申請する。）する。

虚偽や不正な申請による受給が判明した場合、**協力金全額の返還**に応じていただきます。
また、協力金と**同額の違約金の支払い**を求めます。
なお、期日までに返還いただけない場合は、遅延損害金をお支払いいただくことになります。

感染拡大防止協力金等コールセンター

（電話）0570-0567-92 （受付時間）9：00～19：00 まで（土、日、祝日も開設しています）